徳　島　県	七級地二区分	徳島市　鳴門市　阿南市
香　川　県	六級地二区分	高松市
	七級地二区分	坂出市　三木町
福　岡　県	五級地一区分	福岡市
	五級地三区分	春日市　福津市
	六級地二区分	大野城市　太宰府市　糸島市　那珂川町　志免町　新宮町　粕屋町
	七級地一区分	北九州市　筑紫野市　古賀市　宇美町　篠栗町　須恵町　久山町
長　崎　県	七級地一区分	長崎市

附則別表第三及び附則別表第三の二を次のように改める。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市　名	率
三　鷹　市	1.199
守　口　市	2.604
武蔵野市	2.107
芦　屋　市	0.211

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市　名	率
札　幌　市	0.043
仙　台　市	0.008
千　葉　市	0.009
横　浜　市	0.019
静　岡　市	0.011
浜　松　市	0.019
名古屋市	0.123
大　阪　市	0.043
堺　　市	0.028
岡　山　市	0.016
熊　本　市	0.069

附則別表第十を次のように改める。

附則別表第十

平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例（附則第十八条算式の符号α及びβ関係）

市　名	α	β
川　口　市	1.3554	54,000.3
長　野　市	0.4103	4,932.3
熊　本　市	0.3823	3,491.1
宮　崎　市	0.2153	2,655.9

附則別表第十一の二の二の項を「（附則第十九条の十五の二関係）」を「（附則第十九条の十四関係）」に改め、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第十二の三

(1)　都道府県分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.51
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.57
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.66
3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.65
6,000,000人を超える数	0.54
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.92
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.90
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.91
同上900,000人を超える数	0.90

(2)　市町村分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.71
250,000人を超え1,000,000人までの数	0.52
1,000,000人を超える数	0.47
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.21
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.21
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.10
同上88,000人を超える数	−0.14